

第9回 ODR推進会議 議事録

第1 日 時 令和8年3月12日(木) 自 午前10時01分
至 午後 0時06分

第2 場 所 法務省15階「審査監督課会議室」(オンライン)

第3 議 題

1. 開会
2. 事務局挨拶
3. 事務局による資料説明等
4. 各種報告事項
 - (1) 本年度の法務省の取組について
 - (2) ワーキング・グループの取組等について
5. 意見交換
 - 次年度のワーキング・グループのテーマ等について
6. その他

7. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○矢川部付 それでは、予定の時刻となりましたので、第9回ODR推進会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ウェブ会議システムのカメラをオンにさせていただきますでしょうか。お願いいたします。

まず、この会議での発言方法について説明させていただきます。

ハウリングや雑音の混入を防ぐために、御発言される際を除きましてマイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、挙手機能を御使用ください。手のひらマークをクリックしますと挙手できますので、指名をされるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにし御発言をお願いいたします。また、御発言を終えられましたら、マイクをオフにして、手のひらマークをクリックして手を下げるようお願いいたします。挙手機能を使えない場合には、カメラに向かって手を挙げていただきますようお願いいたします。また、御発言をされます方は、お名前をおっしゃってから御発言いただけますと幸いです。

初めに、司法法制部審査監督課長の沖田より御挨拶がございます。お願いします。

○沖田課長 法務省大臣官房司法法制部審査監督課長の沖田でございます。

本日は御多用のところ、第9回ODR推進会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本ODR推進会議は、これまで8回の会議を開催いたしました。昨年9月に開催した第8回会議では、重点取組事項に基づく今年度上半期の法務省の取組について事務局から御報告申し上げ、各取組に関する御意見を頂戴いたしました。

本日の会議では、主に前回会議以降の取組状況について事務局からの御報告と、2つのワーキンググループから議論の状況等について御報告を頂きます。その後、来年度のワーキンググループのテーマについて、委員の皆様から御意見を頂戴できればと考えております。

本日の会議が充実した御議論となり、今後のODR推進に向けた取組が成果を上げるものとなりますことを祈念いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○矢川部付 それでは、ここからの議事進行につきましては、垣内座長にお願いしたいと思います。

○垣内座長 皆様、おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元に議事次第がおありかと存じますけれども、本日は、この議事次第に記載の内容を予定しております。

議事を進めるに当たりまして、まず事務局から配付資料の説明をお願いいたします。

○矢川部付 それでは、配付資料につきまして御説明をいたします。

まず資料1ですが、本年度の法務省の取組についての説明資料です。後ほど、この資料に基づきまして、法務省の今年度の取組状況を御報告いたします。

次に資料2ですが、「ワーキング・グループの取組等について」の説明資料です。後ほど各ワーキンググループから御報告を頂きます。

続いて資料3ですが、「家族のことを民間ADRで話し合ってみませんか？」と題するチ

ラン、資料4は、「認証事業者に望まれるセキュリティ基準について」案、資料5は、令和8年度のワーキンググループの取組案です。

以上が本日の配付資料となります。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から法務省における本年度の取組について御報告を頂きまして、その後、周知・広報ワーキンググループ、それから実装・AIワーキンググループにおける取組につきまして、それぞれ各ワーキンググループの代表者から、議論の状況等について御報告を頂きたいと思っております。そこまで終了しましてから、法務省の取組も含めて質疑応答の時間を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、法務省事務局から御報告をお願いいたします。

○甲元参事官 それでは、法務省の方から、令和7年度の法務省の取組状況について報告させていただきます。

まず、前回、第8回のODR推進会議では、令和7年度の途中までの取組状況を御報告いたしましたけれども、今回、第8回会議以降の取組も含めて、令和7年度の法務省の取組の全体像についてお話しするということにいたします。

周知・広報ワーキンググループ及び実装・AIワーキンググループの活動状況と重なる部分につきましては、各ワーキンググループから後ほど御報告させていただくということにいたします。

では、法務省の取組状況についてですけれども、まず重点取組事項につきまして、ODRの利便性自体を周知・広報する手法へのシフトということで、具体的な紛争に直面した当事者を想定した周知・広報というところで、一般的な国民に対する周知・広報から、この具体的な紛争当事者を想定した取組にシフトをしてきたというところでございます。こちらについて御報告いたします。

まずフォーラムの関係ですけれども、前回会議で御報告いたしましたとおり、今年度につきましては対面中心の地域フォーラムというものは実施せず、毎年12月のADRの日に実施しているオンライン・フォーラムに一本化して実施したというところでございます。本フォーラムの開催に当たりまして、こども家庭庁の御協力を得まして、同庁から全国の自治体に向けて開催の案内と参加の呼びかけを行いました。その結果、300名を超える方々から申込みを頂きまして、中でも自治体の職員の方々から多くの参加申込みをいただくことができました。

令和7年12月1日にオンライン・フォーラムを開催いたしまして、自治体連携の好事例として金沢市の養育費確保サポート事業というものを取り上げまして、金沢市の担当者様から取組内容を御紹介いただいたというところでございます。

金沢市におきましては、弁護士資格を有する職員が窓口で相談者に対して、民間ADRに関する具体的な情報を提供するということがされていたり、相談者を適切なADR機関につなげているということが特色だというお話を頂いております。

また、独自のデザインで認証を取得した事業者からODRの多様な事業モデルを御紹介いただきまして、事業者間の情報共有というものと、ODR実装に向けた事業者支援に資する内容になったのではないかと法務省として考えているところでございます。

続きまして、改正民法施行後の紛争にADR・ODRを活用するための準備というところ

ですけれども、家族法の改正について、前回会議で御報告しましたとおり、法務省では、認証ADRと弁護士会のADRという、その垣根を越えて、両者を合わせて民間ADRとして利用者に周知していきたいということで活動してまいりました。この活動につきましては、日弁連や最高裁、その他の機関と連携した取組を行っているというところでございます。

前回会議以降の進捗について、まずこちら、「家族のこと民間ADRで話し合ってみませんか？」というチラシを作成して広報活動を行うという形で、日弁連と法務省、それぞれのホームページで公表しております。また、情報連携の観点から、それぞれのホームページへのリンクというのを相互に掲載しているというところでございます。

こちらのチラシですけれども、民間ADRの特徴について、裁判所の手続との違いを含めて、一般の方でも分かりやすく御理解いただけるように整理したというところになっております。令和8年1月に開催された、父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議の幹事会におきましても、司法法制部からこのチラシを資料として提出し、民間ADRの充実に向けた取組の説明を行っております。

今後、今年施行が予定されております、この家族法の改正につきまして、家事紛争の解決手段として民間ADRを利用しませんかというところを広く周知・広報をしてまいりたいと思っております。最近決まったんですけれども、来週、こども家庭庁でメディアを招いての懇談会がございまして、その中で、家事紛争について法務省民事局の方から改正民法の説明をした後に、それで生じる紛争の解決については、民間ADRは裁判所と違ってオンラインでできる、土日でも気軽にできますよとか、柔軟な手続がありますよというところで、このチラシを用いて周知・広報活動をしてまいりたいという予定になっております。

続きまして、相談機関との連携の取組ですけれども、法テラスのホームページのFAQ「ADRとは何ですか」というページでも、「家庭のトラブルについては、こちらのチラシもご覧ください」と説明を掲載いただいていたりと、青字になっている「こちらのチラシ」部分をクリックしていただくと、このチラシが表示されるという形になってございまして、法テラスでも、こちらを使っているというところになっております。

また、日弁連の後援の下で実施されました日本ADR協会主催のシンポジウムにつきまして、当省もこども家庭庁を通じて、全国の自治体に向けて開催の案内と参加の呼びかけを行いました。併せて、法務省民事局担当者が改正法の概要と「法務省の今後の取組み」と題して基調講演を行い、本講演で使用した説明資料につきましては、後日、家事事件を取り扱う認証ADR事業者に配布するというのもさせていただいたところでございます。

続きまして、利用者や相談機関の方が家事事件に対応可能な認証事業者を容易に把握できるようにする、その必要があるかなというところで、家事事件を取り扱う認証ADR事業者の情報を取りまとめた一覧表を作成したというところでございます。こちらの一覧表につきましては、記載内容に誤りがないかどうかを各事業者は今確認中というところございまして、今こちらに表示させていただいているのが、そういう意味で暫定版という形になっております。事業者への確認が完了いたしましたら、確定版の一覧表をかいけつサポートホームページに掲載するというのを予定しているのと、こども家庭庁を通じて全国の自治体にも配布するというので、窓口での相談者の対応の際に御活用いただくというのを予定している資料になっております。

続きまして、次の話題になりますが、かいけつサポートのホームページの改修を行いま

したというところでございます。

前回会議におきまして、第7回の会議で報告いたしましたODR紹介動画のコンテンツですとか、金沢市の取組のかいけつサポートホームページへの掲載、解決事例のページの新設について報告したところでございます。

また、先ほど申し上げたとおり、民間ADRに関するチラシですとか、日弁連の家事ADRページへのリンクというものを掲載したというところがございます。

また、令和7年12月に開催した、先ほどお話ししたオンライン・フォーラムですけれども、そちらで使用したADR・ODRに関する法務省の説明資料についても、「ODRの推進」ページに掲載するということをしております。

では、次の説明になります。担い手側のODR実装を段階的に支援するというところで、ADR機関にODRの実装を支援していくという取組についても御報告いたします。

まず、こちらのオンライン・フォーラムですけれども、先ほど申し上げましたとおり、独自のデザインで認証を取得した事業者からODRの多様な事業モデルを御紹介いただいたというところがございます。その点におきまして、事業者間の横連携の促進と、ODR実装の支援に資する内容のフォーラムを開催したということで我々の方では考えているところで

す。続きまして、事業者向けの情報発信についてですけれども、前回会議で報告しましたとおり、金沢市の取組をかいつサポート通信及びかいつサポートホームページにおいて紹介しているというところがございます。

また、オンライン・フォーラムでの紹介に向けて、実装・AIワーキンググループにおいて、先進的な取組をしている認証事業者からODRのデザインや隘路についてヒアリングを実施したというところがございます。

さらに、前回会議で報告いたしましたが、認証事業者が独自にシステム開発する場合のセキュリティ上の課題への対応といたしまして、実装・AIワーキンググループにおきまして、認証事業者に望まれるセキュリティ基準というものの案を策定いたしました。この基準につきましては、本日の会議で御了承いただけるようでしたら、既存の認証事業者や、新たに今後認証取得を希望する事業者に対してお伝えして、ODRの安全な社会実装に向けた指針として活用するというを予定しておりますし、その遵守状況についても法務省の方で注視してまいるということを予定しております。

後ほど、このセキュリティ基準についてはワーキンググループの方からも御説明いただきまして、その後、お諮りさせていただくというを予定しております。

そのほかですけれども、認証ADR事業者からの依頼を受けまして、法務省の担当者が事業者の主催する研修の場での講演を行うということも行いましたし、事業者との接点を通じたODRに関する情報発信にも取り組んだということがございます。

また、本年2月25日に開催された日本知的財産仲裁センター主催のシンポジウムにおきましても、私の方で「ODR推進に向けた法務省の取組」と題する基調講演を行ったというところがございます。

続きまして、次の取組事項ですけれども、認証ADRなど民間ADRに限定することなくODRの社会実装を進めるための周知活動を推進というところで、まず、かいつサポートホームページの「ODRの推進」ページについて説明させていただきます。

前回会議で御報告したとおり、第7回会議で御報告した資料やODR紹介動画のコンテンツについて「ODRの推進」のページに掲載しましたほか、金沢市の取組についても紹介したというところでございます。オンライン・フォーラムで使用したADR・ODRについての法務省の説明資料についても、先ほど申し上げたとおりこちらに掲載しております。引き続き、「ODRの推進」ページがODRに関する情報発信の中心的な役割を果たすよう、掲載内容の充実を図っていくことを予定しております。

続きまして、オンライン・フォーラムにつきましてですけれども、こちらは、先ほどから御紹介させていただいているとおり、ODRの多様なデザインなどの情報発信をしたというところでございます。

知的財産分野におけるODRの推進につきましても、先ほど申し上げたシンポジウムにおきまして、ODRに関する講演を行ってきたというところでございます。

かいけつサポートのホームページの閲覧状況について御報告差し上げようと思います。

こちら、前回会議で令和6年8月から令和7年7月までの閲覧状況について御報告を差し上げましたというところですが、今回は、令和7年8月から令和8年1月までの閲覧状況をこちらにまとめております。

こちらの資料ですけれども、インターネット広告経由のアクセスは反映しないということになっております。例年12月頃にインターネット広告を出しているんですけれども、それを見て入ってきた人をカウントしていないという形のグラフになっております。

トップページのビジット、ページビューの推移を見ますと、12月のADR週間に向けて徐々にアクセス数が伸びているという形でございます。前年の同時期と比べてもアクセス数が増加しているということが分かります。11月上旬にこども家庭庁を通じて全国の自治体にオンライン・フォーラムへの参加を呼びかけておりますので、そこで関心を持っていただいた方がホームページにアクセスいただいたという可能性が高いかなというところで分析しているところです。12月はオンライン・フォーラム当日のビジット及びページビューが特に多かったという結果になっております。

「ODRの推進」のページも、トップページと同様の傾向が見られますけれども、特に12月のビジット及びページビューが例年よりも多くなっているというところでございます。こちら、オンライン・フォーラムの参加者から、ODRに関する法務省の説明資料の提供希望が多かったというところで、12月の中旬に「ODRの推進」ページに資料を掲載し、その旨を周知したというところが影響しているものと考えております。

今後も継続的なモニタリングと長期的なデータ分析というのを行いまして、ODR推進会議及び周知・広報ワーキンググループにおける議論も踏まえて、多くの利用者にホームページを閲覧していただけますよう改善に取り組むということで考えております。

続きまして、認証ADRの利用件数、取扱件数について御報告申し上げます。

認証事業者が取り扱う紛争の受理件数ですけれども、長らく1,000件程度で推移していたところですが、令和5年に初めて2,500件を超えまして、令和6年度には1万6,780件と記録的な増加を見せているというところでございます。御承知のとおり、チャット型ODRを実施する事業者の利用が飛躍的に伸びたことが影響しているところでございます。手続が終了した既済件数は1万207件となっております。残りのこの1万6,780件との差というものは、次年度へ繰り越される案件という形になっております。既済

件数の、この1万207件という中には、この下に書いてある「和解成立」、「成立見込みなし」、「取下げ又は離脱」、「相手方不応諾」、あとは「その他」、こちらが含まれているという形になります。

この資料上、既済件数のところに、うちODR実施件数というものを括弧書きで記載させていただいております。令和6年度は5,924件という形になっております。こちらの数字ですけれども、これは、この統計の数値とはまた別の、各事業者から法務省が事業報告書というものを頂いております。その年度ごとの事業報告書の中でODRを実施したというところに記載のあった件数を合計したものが、この5,924件という形で出てきた数字になります。

5,924件という数字が、この表でいうと、どこの分類に入っているもののうちの数字なのかというところを御説明差し上げると、既済件数のうち、「和解成立」と「成立見込みなし」、「取下げ又は離脱」、「その他」という、この4つの項目の合計数の中の5,924件がODRを実施したという形になっておまして、「相手方不応諾」というのは、結局ADR・ODR手続が始まる前に手続が終了しているという整理をしておまして、それはODRを実施していないという形で法務省としてはカウントしているというところになっております。

なお、ODRに対応する認証事業者数というところですが、令和8年1月時点で76事業者、全体からしますと約44%というところまで拡大しているという状況でございます。

では、続きまして、ODRの活用可能性のあるところに必要な情報を届けるための取組ですが、こちらについては、他省庁、その他機関との協議を行ったというところがございます。

法務省では、認証ADRに限定せず、ODRの実装可能性のある関係機関に対して積極的な働きかけを行うということをしております。

デジタルプラットフォーム事業者の苦情処理につきましては、前回会議で御報告いたしましたとおり、公表資料からの情報収集を行っているところですが、経済産業省におきまして、デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する評価書の最新版というものが公表されておりますので、この公表内容も踏まえつつ、苦情処理体制の整備状況や、その運用状況、内容面についても、引き続きその状況の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

ODRの普及に向けまして、どのような分野に働きかけを行うことが効果的であるのかというところは、法務省において引き続き検討していくことを予定しております。

続きまして、基本方針に掲げられたODR推進施策の令和7年度までの実績というところで、進捗のあったものを個別に紹介させていただくことにいたします。

中期目標分につきましては、こちらの⑳世界最先端のODR技術の調査研究について、オーストラリアで離婚協議の際に利用されるODRプラットフォーム「amica」に関する調査研究を行うための準備というものを進めているというところがございます。

また、㉑のODR規格の標準化等の議論への参画につきましては、これまでもISO規格の設計の議論にオブザーバーとして参加してまいりましたが、令和7年3月に発行されたISO規格（ISO32122）のJIS化に関する議論にも、引き続きオブザーバーとして

参加しているというところでございます。

あと、②番になりますが、民事判決情報のデータベース化につきましては、こちらは昨年法律が成立いたしましたして、令和9年の全面施行に向けて法務省の方で準備を進めているというところでございます。直近の動きといたしましては、本年1月27日に民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うための指定法人というものの公募を行ったというところでございます。こちらの公募の期間の締切りがちょうど先週でございまして、今、応募があった指定法人の審査を進めているというところになっております。

ODRの利用促進と社会実装、この実現に向けて、今後も法務省として取組を進めてまいるといふ形で考えております。

法務省からの御報告、以上になります。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、周知・広報ワーキンググループからの御報告をお願いいたします。ワーキンググループを代表して、鯉淵健メンバーから報告をお願いいたします。

○鯉淵メンバー 周知・広報ワーキンググループの鯉淵と申します。よろしくお願ひいたします。

周知・広報ワーキンググループでは、今年度はこれまでに計9回の会議を開催いたしました。主な議論のテーマについては資料2に記載のとおりですが、本日は、その議論の内容及び結果について御報告をいたします。

まず初めに、地域フォーラムについてです。

ワーキンググループにおいては、従前から地域フォーラムの在り方について検討すべきとの意見が出ていたことを踏まえまして、今年度の開催方法やプログラムについて議論をいたしました。

プログラムの内容は、法務省の提案を受けまして、自治体担当者向けにADR・ODRの概要を説明した上で、自治体と認証ADR事業者の連携事例として、金沢市における養育費確保サポート事業を紹介することといたしました。

実施方法については、従来は参加者を特定の地域に限定して主に対面で開催する形としておりましたが、先ほど述べたプログラム内容に鑑みますと、参加者を特定の地域に限定するのではなく、オンラインで広く募って実施するのがよいのではないかと意見がありました。また、従来は、毎年12月1日に開催するオンライン・フォーラムに先立ちまして地域フォーラムを実施しておりましたが、プログラム内容や実施方法に鑑みても、オンライン・フォーラムと別途に開催する必要はないのではないかと意見がありました。そこで、今年度においては、オンライン・フォーラムと一本化してオンラインで実施をするということといたしました。

次に、家事事件を取り扱う認証事業者へのヒアリングについてです。

改正民法の施行を見据え、家事事件を取り扱う認証事業者をワーキンググループにお招きしてヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングでは、共同親権導入後のADRの見通しや、民間ADRのアピールポイント等について聴取をいたしました。

事業者からは、共同親権導入後のADRの見通しについて、「共同親権導入をきっかけにADRを知るケースが増え、相談も増加する可能性がある」ですとか、「家裁の調停では対

応できない日常の細かなルール決めなどで、家裁のアフターフォローができる」といった意見があった一方で、「法律が変わっても国民の意識がすぐには変わらないので、すぐには共同親権にする人の割合がそれほど増えないと想定している」といった意見もあるなど、様々な見通しが示されたところです。

また、民間ADRのアピールポイントについては、「当事者の実情に応じて、時間や話し合いの仕方を柔軟に調整できるなど利便性がある」ですとか、「土日・夜間対応のニーズは非常に高く、裁判所と差別化できるのがポイントである」、「費用はかかるが質の高い調停人にじっくり話を聞いてもらえるという納得感が重要である」といった意見が出されました。

さらに、周知・広報の観点からは、「『離婚』等のキーワードで検索した際にADR機関が上位に表示されるようなSEO対策が重要である」、「自治体の窓口担当者の理解促進が必要である」といった具体的な提案もなされたところです。

続いて、「民間ADR」広報資料についてです。

先ほど御報告した家事事業者へのヒアリングの際に聴取した内容を基に、紛争当事者の方に、弁護士会ADRと認証ADRを合わせた民間ADRを理解していただくための資料を作成することとし、その記載内容等についてワーキンググループで議論をいたしました。

議論の中では、弁護士会ADRと認証ADRの微妙な違いもある中で、アピールポイントをどのように記載するのが適切かについてワーキンググループから意見が出されました。

その議論の結果を踏まえ、法務省において作成いただいたのが、資料3の「家族のこと民間ADRで話し合ってみませんか？」という資料になりまして、こちらはかいけつサポートホームページにおいて既に公表済みであると承知しております。

次に、オンライン・フォーラムについてです。

プログラムについては、前半で法務省からのADR・ODRの説明、金沢市からの取組紹介を行うこととし、後半では、法務省の提案を受け、今年度新たに認証を取得したODR事業者3社から、それぞれのODRのデザインについて御説明を頂き、意見交換を行うことといたしました。

議論の中では、金沢市の担当者に対しては、金沢市としてどのような事案をADRに適した事案と考えて相談者にADRを紹介しているのか、その際のADRの説明資料にどのようなものを用いているのかについてお話しいただくとよいのではないかと意見が出されました。また、後半のODRのデザインの紹介のプログラムについては、自治体からの参加者にとっても有益な内容とすべきとの観点から、事業者側からのアピールだけではなく、自治体からどのような支援があると、よりADR・ODRを広めていけるかといったことも事業者からお話しいただくとよいのではないかと意見が出されたところです。

フォーラム当日では、それぞれのプログラムの質疑応答の際に、そのような内容を盛り込んでいただいたものと承知しております。

次に、家事事件を取り扱う認証ADR事業者一覧表についてです。

自治体の相談窓口の担当者や相談を受けた弁護士などが、土日に利用したいですとか、対面でじっくり話したいといったような相談者のニーズに合わせて、多様な民間ADRの中から適切な事業者を紹介できるよう、比較検討が可能な一覧表を作成することについて法務省から提案がなされ、その記載内容等についてワーキンググループで議論をいたしました。

議論の中では、一覧表の事業者名をクリックすると当該事業者の詳細情報にアクセスでき

るようなリンク設定を行うべきとの意見や、利用者が各事業者を比較検討できるよう、費用等のセンシティブな情報についても掲載するのがよいのではないかと意見が出されました。特に費用に関しては、各事業者の料金体系が異なり単純比較が難しいため、具体的な事例を設定して、その事例を前提とした場合の費用を各事業者から回答していただく方法がよいのではないかといった意見があり、「離婚の合意ができていない夫婦が、子供の養育費や親子交流の条件決めを行う場合で、期日を2回開催し、合意書を作成する」という事例でかかる費用を各事業者から回答していただくということといたしました。

この一覧表については、今後、かいけつサポートホームページにおいて公表されるものと承知しております。

今年度の周知・広報ワーキンググループの主な議論の結果等についての御報告は以上となります。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、実装・AIワーキンググループの報告をお願いいたします。

こちらは、ワーキンググループを代表しまして、森大樹メンバーから御報告をお願いいたします。

○森メンバー 森でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、実装・AIワーキングでの議論について御報告をさせていただきます。

実装・AIワーキンググループでは、今年度はこれまでに計8回の会議を開催いたしました。主な議論のテーマについては資料2に記載のとおりですが、本日は、その議論の概要及び結果について御報告いたします。

まず初めに、ODRを導入した認証事業者へのヒアリング実施について御説明いたします。

このヒアリング対象事業者の選定につきましては、ワーキンググループにおいて、例年12月に開催されているオンライン・フォーラムでの紹介を見据え、先進的な取組をしている認証事業者から、ODRのデザインや実装に当たってのニーズ、隘路などについてヒアリングを実施することとし、本年度新たに認証を取得したODR事業者3社を選定いたしました。

次に、今御説明した認証事業者3社をワーキンググループにお招きして実施したヒアリングの内容について御説明いたします。

各事業者からは、ODRの導入に関する隘路や課題として、「弁護士法との関係で認証取得前の十分な市場調査が難しく、料金体系などが未確定な段階で認証を取得せざるを得ず、認証取得後の新規事業の検証フェーズにおいて様々な変更手続が必要となり、その煩雑さが参入障壁となり得る」ですとか、「ODRの認証審査において統一的なセキュリティ基準が存在しないため、例えばマイクロソフトのTeamsなどの既存ツールの利用に際しては政府の厳格な安全基準への準拠が求められる一方で、自社開発システムについては具体的な安全基準が示されていないといった、審査の厳格さに不均衡、いわゆるダブルスタンダードが生じている」といった意見が出されました。これに加えて「ADR・ODR自体の認知度の低さが課題である」との意見もありました。

また、システム開発コストについては、「必ずしも高額な費用がかかるわけではなく、例えばGoogleフォームやZoomなどの既存のツールを活用すれば初期費用を抑えたシステムの構築も可能であり、それがボトルネックになることは必ずしもない」といった意見も出されました。

こうしたワーキンググループでのヒアリングを踏まえ、昨年12月に開催されたオンライン・フォーラムにおいて、3社から各社のODRデザインや実装に向けた課題等について広く参加者に向けて御紹介いただいたことは、先ほど法務省及び周知・広報ワーキンググループから報告があったとおりです。

続いて、認証事業者に望まれるセキュリティ基準の検討について説明いたします。

先ほど紹介したヒアリングにおいて事業者から指摘のあったセキュリティ基準に関する課題、すなわち、自社開発システムについては具体的な安全基準が示されておらず、既存ツールを利用する場合と比較するとダブルスタンダードになっているのではないかという問題意識を踏まえ、ODRの安全な社会実装に向けた指針として活用するべく、ワーキンググループにおいて、認証事業者に望まれるセキュリティ基準の在り方について議論を行いました。

議論の中では、「ISO規格の取得など厳格な基準を一律に求めると、それが参入障壁となり得るため避けるべきである」との意見がある一方で、「利用者は法務省の認証を信頼して利用するため、ある程度厳格な基準が必要である」との意見も出されました。また、「政府や関係機関が公表している既存のガイドラインを参照し、その遵守を求める方法が考えられる」とか、「最新のウイルス対策ソフトの使用やパスワード管理など、基本的事項についてはセルフチェックを求め、それすら満たさない事業者は認証しないという運用には合理性がある」といった現実的な運用案についても議論がなされました。さらには、「ODRを行うために特別なセキュリティが必要になるわけではなく、紛争案件を取り扱う以上、対面中心の事業者であっても同様にセキュリティ対策は必要である点に留意すべきである」といった指摘もなされたところです。

ワーキンググループとしては、これらの議論を踏まえ、認証事業者にとって過度な負担とならないよう配慮しつつ、利用者の信頼を確保するために最低限備えるべきセキュリティ基準につき検討を重ねてまいりました。

今般作成されたセキュリティ基準の案について御説明いたします。ただいま画面共有されているものです。

こちらのセキュリティ基準案は、事業者の規模や実情に合わせた2段階の構想としております。

まず、全事業者に強く望まれるラインとして、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が公表する「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した対応を行うとともに、同ガイドラインに基づく情報セキュリティ自社診断を年1回以上実施し、その結果を法務省に報告することとしております。また、併せて、セキュリティアクション（二つ星）の宣言を行うことを求めています。

次に、各事業者の実情に応じて推奨されるラインとして、より高度なセキュリティ対策が可能な事業者に向けて、ISO/IEC 27001などの国際規格や、プライバシーマーク、ISMAPなどの第三者認証の取得を推奨することとしております。

なお、ODRに関する国際規格であるISO 32122についても、セキュリティ確保の参考となる旨を付記しております。

今年度の実装・AIワーキンググループの主な議論の結果等についての御報告は以上となります。

○垣内座長 ありがとうございました。

それでは、ここまで御説明いただきました、法務省、あるいは両ワーキンググループの取組に関する報告につきまして、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。

では、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 出井でございます。御報告ありがとうございます。

法務省からの御報告についてということになるかと思いますが、いろんな情報発信、精力的になされているということは分かりますし、特に地域や自治体にウイングを広げているというのは非常にいいことだというふうに思いました。その上で、いくつか個別の施策の実施状況について、例示的に伺いたいと思います。

資料の1、法務省資料の2ページを開けていただけますか。今年度、それからおそらく次年度以降も重要な課題になるとされる改正民法施行に向けた準備、取組のところですが、認証ADRを中心とした民間ADRにおけるODR推進の中の二つ目の項目、改正民法施行に向けた準備のところですが、

まず、御説明の中にもちらっとは出てきたのですが、この改正民法施行に向けた準備、これは、家事法制、それからADR全般についても裁判所の対応が大変なのですが、ADR全般の対応も求められるところであると思うのですが、本会議はODR推進会議なので、このADR全般の推進、あるいは改正民法施行に向けた準備のところとODRの推進の関係について、もう一度確認をしたいと思います。

参事官の御説明の中にちらっと出てきたのですが、土日・祝日にも対応してくれるとか、オンラインでの調停もできるということがODR推進との関係になるかと思うのですが、重要なところなので、今一度御説明を頂きたいと思います。

たしか周知・広報ワーキンググループの家事ADR事業者のヒアリングの中にもちらっと出てきたのですが、そこでも、鯉淵委員の説明の中でも、土日・祝日の対応も可能であるというのが売りの一つとして示されていたと思います。そのあたりでODRと関係してくるということなのでしょう。もちろん、この推進会議の初めの頃、もう4年前になりますが、でも確認したように、裾野であるADR全般の推進も重要な課題であるということではありましたが、その中で、この家事の改正民法施行に向けた準備がODRの推進との関係でどういう関係にあるのかということ、もう一度御説明いただきたいと思います。それが1点です。

それから、細かな点で、該当する基本方針の具体策のところに書かれている家族法のところは、②は分かったのですが、⑦と⑫について、たしかこれらは、9ページの実績では、⑦紹介ルートの確立は、これは実施中、継続中ということでしたか。⑦は「継続中」、それから⑫については「実施済み」とあるのですが、以前御説明を既に頂いているところだとは思いますが、⑦、⑫についてどういう状況か、もう一度御説明いただければと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

以上2点という御質問であったかと思いますが、1点目は、改正民法施行の準備とODR推進との関係はどのように理解をされているのかということについての御確認、それから、2点目は、基本方針に掲げられた推進策のうち、⑦、これは相談機関等からODR機関への紹介ルートの確立、それから⑫、ODR利用時の費用負担への対応というものについて、それぞれ「継続中」ないし「実施済み」とされているけれども、具体的にどのような状況であるのかということですが、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○甲元参事官 まず1点目につきまして、私の方から御説明させていただきます。

家事事件の紛争解決につきましては、やはり裁判所とADRみたいな形での違いみたいなものを考えたときに、例えば家事事件ですと、本人訴訟で家庭裁判所でやるという形でいえば、費用負担でいうとやっぱり裁判所の方が安いみたいな形で、ADRの経済的なメリットを打ち出すのがちょっと難しい。弁護士さんを頼まれた場合はADRの方が安いみたいな説明が可能な場合もあるかなとは思いますが、そういうところで考えていきますと、家事事件の紛争解決手段としてのADRで考えていくと、裁判所との一番の違いが、先ほど御説明させていただいたとおりオンラインでできて、土日でもできますよとか、夜間でもできますよとか、手続が裁判所と比べて圧倒的に柔軟で、早期に解決ができるような話であれば、オンラインにおけるADR、つまりODRを御利用いただくことが国民にとってプラスになるという場面も多いんじゃないでしょうかというような形で、こちらの方では考えております。

家事事件につきましては、そういう意味でいいますと、ADR推進と言いつつも、基本的にはODRを推進していくという立場が前提になっていくことが多いのかなというのが、我々の方で考えているところをごさいます、ADR全体の底上げを通じてODRもというところも考えてはおりますけれども、家事事件につきましては、先生御指摘のとおりODRをメインで打ち出して、こちらの解決が便利ではないでしょうかということも国民の方に周知していくということが大事かなというところで考えていたところをごさいます。

2点目は矢川の方から説明させていただきます。

○矢川部付 事務局の矢川でございます。

まず、⑦の紹介ルートの確立の関係でございますが、これは、例えばこども家庭庁さんを通じまして、自治体にいろいろADRの情報を届けているところでございます。この自治体というのは、正に紛争を抱えた方々からの御相談などをいただく立場と考えておりますので、そういった取組になるかと思えます。そのための資料として、例えば民間ADRに関するチラシを作りまして、それも御案内をしていると、こういったところでございます。

それから2点目、⑫の費用負担への対応の関係でございますが、これはこども家庭庁さんが既に費用補助として実施しているものでございまして、特に養育費確保の観点で、弁護士費用ですとか公正証書の作成費用、そういったものに費用補助をいただいているんですけども、そのうちの一つにADRもございまして、そういう取組をこども家庭庁さんがされておられるということについては、かいけつサポートホームページの方でも取り上げさせていただいておりまして、費用補助のページに飛べるようにリンクを設定しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○出井委員 ありがとうございます。最後の費用のところは非常に重要な取組だと思いますので、是非継続をよろしく願いいたします。

それで、参事官からの御説明によると、家事ではADR・ODRと言いつつも、やっぱりODRを売りにしていくという御説明がありました。確かに家事の当事者の場合は、代理人が付いていればまた別なのかもしれませんが、本人の場合は対応できる時間に限りがあるとか、コミュニケーションの方法にいろいろ選好があるとかということがあると思っていますので、正にODRのニーズがそういうところから出てくるのであろうということは推測できます。

1点だけ、そこでおっしゃっているODRというのは、先ほどの資料の2のチラシで「ウェブ会議やチャット等のオンラインで手続が可能になる機関がある」とありました。ウェブ会議でやることはおそらく、今は裁判所はかなりできていると思うのですが、土日とかそういうのはなかなか難しいですね。あと「チャット等のオンライン」は裁判所ではなかなか難しいようには思うのですが、先ほどおっしゃっている、民間ではODRをとという場合に、両方を視野に入れておっしゃっているという理解でよろしいでしょうか。ウェブ会議だけではなく、チャット等のオンライン手続もということです。

○垣内座長 その点、いかがでしょうか。

○甲元参事官 この点ですけれども、私、この12月まで裁判所にいたんですけれども、やはり本人訴訟ですと、ウェブ会議をやったりあまり裁判所では使っておらず、本人確認が難しいということで、基本的に来庁をお願いするという運用がまだ多いかと思います。その点はやっぱり裁判所との違いで、便利で国民にとって利用しやすいという意味では、民間ADRはやはりある程度手続が柔軟という意味でいうと、ウェブ会議というのも一つ売りにはなってくるかなというところと、あと、チャットでやり取りするというのも、やはり本人との間では、ほとんど今、裁判所では進んでいない形だとは思いますが、そういうところも民間のODRという形でやることは、やっぱり便利なのではないかというところで考えているというところがございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

範囲としては、ウェブ会議、チャット等、いずれも含んだ形で考えておられて、かつウェブ会議という点でも、裁判所と比べると民間の方が柔軟でメリットもあるのではないかと思います。お話でしたけれども、出井委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。本日は御説明をありがとうございます。様々な取組が着実に進んでいることを感じました。

私の方からは3点質問をさせていただきたく思います。

まず一つ目ですが、先ほど資料1、ODRの推進に関する令和7年度の法務省の取組について御説明を頂きましたが、ページ5と6でホームページの閲覧状況を御案内いただきました。これはページ全体の閲覧状況だと思うのですが、その前に、資料の2ページのところで、ホームページの改修で新たなコンテンツが加えられたという御説明もしてくださいました。個別のコンテンツの中で、アクセスが多いといいますか、見ておられる方の関心が高そうだなというような内容など、もしありましたら教えていただければと、これが一つ目の質問です。ページ5、6の内容ですね。何か際立って関心があるようなコンテンツとかが、もしお気付きの点があれば教えていただければと思います。これは可能な限りで構いません。

二つ目ですが、こちらと同じく資料の7ページで令和3年度以降の取扱い件数をお示しいただいたところですが、ODRの方に関して件数が伸びていて普及しているという御説明がございました。対面の従来型のADRの利用状況、こちらに何か変化があるのか、既存のADRの利用状況について、もし何かお分かりのところがあれば、教えていただければと思います。それが二つ目の質問です。

三つ目ですが、これは資料の11ページ、ODR事業への参入支援のところに関係するか

もしれないのですが、オンライン・フォーラムでも先端的な事例を取り上げるということで、昨年の12月に事業者さんから御紹介等もありました。今は家事が中心で様々な取組が進んでいるところだと思いますが、最近、新規の認証ADRの申請と申しますか、家事以外の紛争領域でODRの利用を検討している事業者さんですとか、これも可能な範囲で構わないのですけれども、新たに参入しようとする事業者さんのニーズとかお分かりでしたら、教えていただくと助かります。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

3点御質問いただいております、ホームページの閲覧の状況に関する御質問と、ADR、従来型の取扱い件数に関する御質問、それから認証申請の状況について、新たにODRに関する認証がどういう状況になっているのかというあたりですが、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○矢川部付 事務局の矢川でございます。

まず1点目のホームページの閲覧状況の関係を御答えいたします。

モニタリングをしておりますと、一番多い出口ページと申しますか、最後どのページを御覧になられていたのかという観点で申し上げますと、最も御覧になられているのは各事業者さんのページになります。おそらく利用者の方ではないかと思われそうですが、これから利用される方なのか、あるいは、もしかしたら申立てを受けて、相手方のお立場で、これはどういうところなんだろうとお調べになっているのかもしれないと思いますが、事業者さんのページを御覧になられているというところは非常に多いです。

それから、近年、家事関係のコンテンツを充実させてまいりました。例えば、家事事件を取り扱う事業者の一覧といったページを特設しておりますけれども、こういったページもそれなりに御覧いただいている状況でございます。家事に対する関心の高さというのが出てくるのかなというふうに思います。これがまずホームページの閲覧数の関係でございます。

○甲元参事官 2番目の取扱件数で、従来型のADRの利用状況についてですけれども、最近取扱件数が伸びている原因として、チャット型ODRを実施する機関が件数を伸ばしているところがございまして、それ以外の機関では、結局あまり取扱件数が伸びていないという現状がございます。先ほど先生の方から御指摘のあった従来型のADRという、それだけの統計は取っていないんですが、基本的にはやはりあまり活発ではないのではないかと考えているところでございます。

最後に、認証ADRの最近の申請状況ですけれども、令和7年度に認証申請が多かったのは、やはり家事関係に関する紛争をやりたいというところの事業者からの申請が多かったのと、あと、それ以外の点では、法律事務所や法律事務所の関連企業からの申請や事前相談の問合せが多かったというところがございます。紛争類型でいえば家事関係が多くて、業態とか、どういう業種の方が申請してくるかというところ、法律事務所関係、弁護士さんの関係が多いところになっております。分野別でいうと、家事関係以外で特に特色は今のところはなさそうという感じではあります。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

渡邊委員、よろしいでしょうか。

○渡邊委員 ありがとうございます。御回答いただきまして大変参考になりました。ありがとうございます。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 御説明ありがとうございました。私の質問というか発言は、もともとは出井委員の発言に関連して、発言しようと思ったものですので、まずその点について。

ODRとADRの推進に関連して、チラシが先ほど出てまいりましたけれども、資料3でございませうか。それで、土日でできるという話とか、あるいはチャットでできるというところがアピールポイントとなっていると。今、甲元さんがおっしゃっていたウェブ会議についても、これは裁判所ではなかなかできていない。リアルでやることが多く、ここはアピールポイントになるということで、これも非常によく分かったんですけども、さらにもう一つ言えば、やはりメールとか資料の出し方というんですか、書証等を出したりするというのがオンラインでできるかどうかというところは、裁判所の手続なんかだと、やはりまだいろいろ制約があるのではないかと。通常、紙の書類を提出することが多く、いたずらに膨大なものになりやすいですね。それから、あるいはLINEで何かやり取りがあったとか、そういった過去の経過を全部プリントアウトして出すとか、書証として出すなんていうのは非常に非効率でございませうけれども、あるいは、約款に関連する場面で、約款みたいな膨大なものを出したりするとか、そういう意味で、書証をオンラインでやり取りできるというのは大きなアピールポイントかと。特に先ほどの事業者の一覧にはメールが可と書いてありましたけれども、そのあたりもやはりアピールポイントになるのではないかなというふうに感じたものですから、そのあたりについて、ワーキングの皆さんの御意見でこういうふうになったということでございませうけれども、そのあたり、どういうふうになっているのかというのを、まず教えていただきたいというのが1点でございませう。

あと、もう1点はセキュリティに関する話なので、それはまた別でお伺いしたいと思いません。

○垣内座長 それでは一旦、今御質問がありましたアピールポイントの関係等について、これは、まず法務省からということでもよろしいでしょうか。

○矢川部付 ありがとうございます。事務局の矢川からお答えさせていただきます。

資料3の記載の中の、ウェブ会議やチャット等のオンラインで手続が可能な機関があるというところに、本来的にはそこも読み込んでいるところではございまして、なかなか文字数の関係で、細かく全てをちょっと書き切れておらず、確かに大事なアピールポイントだなと今お伺いして思いましたけれども、ちょっとそこまで細かく特出しで書けていないところですが、このオンラインでの手続が可能だということの中に、そのあたりも読み込んだ形で記載させていただいているという趣旨でございませう。

○佐成委員 分かりました。文字数の関係ということで分かりましたけれども、そこも重要なアピールポイントだというふうに、特に手続をやる側からすると、あるいは弁護士として、代理人として付く場合なんかもおさらなんですけれども、その辺はアピールになりますので、是非またアピールしていただければと思います。

それで、次なんですけれど、もう1点だけ。これはセキュリティに関する話でございませう

けれども、セキュリティに関するガイドラインについて基準を作っていたということ、この資料4ですね。これについては私も全く異存はございません。これ、非常に参入障壁の問題とのバランスということを考えて、こういうような形を取られたということは、私も問題はないというふうに思っていますし、これで進めていくのがいいんだと思うんですけども、1点だけちょっと気になる場所というのは、入口のセキュリティというか、参入するときのセキュリティは厳格にしないという反面、万一起こったとき、事故対応については、やはり迅速に何か対応していかなくちゃいけないというところがあると思うんですけども、その事故対応についてのまず第一歩をどうやるのかとか、法務省さんに管轄のところに報告するのか、どういうふうな形で進めるのかみたいなのが、参入の部分を非常に低く、参入障壁を低くするというのであれば、やはり万が一のことというのは実際起こるわけで、どんなにセキュリティをきっちりやろうとしても、セキュリティの担当者を雇うとか、システムを頑強なものにするとか、そういうことをしたとしても、やはり発生してしまいますから、事故対応については迅速に、少なくともこういうことをやりますとかいうようなことがやはり何かあった方がいいのではないかなというのが私の意見なんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

セキュリティについて、何か事故というか、インシデントがあった場合の事故対応についても考える必要があるけれども、その点についての法務省の見解はどうかということかと思いますが、法務省からお答えいただけますでしょうか。

○甲元参事官 貴重な御指摘ありがとうございます。その点につきましては、今後しっかり検討していかないといけないと思っておりますので、今の御指摘を踏まえて、どういう形でそちらを盛り込んでいくかというのを検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて上田委員、お願いできますでしょうか。

○上田委員 ありがとうございます。

詳細な御説明ありがとうございます。感想と抽象的な要望と、その後は少し御質問させていただきたいと思っております。

感想としまして、今年度のODR推進は、頂いた資料から見ると、一つ新たな段階に入ることができたのではないかなと私は考えております。この間の法務省の皆様、それからワーキンググループの皆様の御尽力が結実したものではないかと理解しておりまして、まずはこの点、厚く御礼申し上げます。

まず、今年度のオンライン・フォーラムは、ODRというものがあるかないとか、そういう次元ではなくて、具体的な紛争類型におけるODR主催者の取組や工夫、課題などについて、より精度の高い議論がなされたと理解しております。

それから、ODRの処理件数も、資料1にお出しいただきましたけれども、全体として見れば1桁上の水準に達していると。特定のODR事業者の貢献が大きいという御説明を頂きましたけれども、需要と合致したサービスが実装されればODRが活用される余地がまだまだ大きいという推測も成り立つのかなと考えます。

それから、もう1点感想として、かいけつサポートのホームページも非常に見やすいウェブサイトになったと。これもアクセスという点で非常によいことではないかと考えております。

次は抽象的な要望なんですけれども、かいけつサポートホームページについて、どこをどう変えてほしいということではないんですが、今後、かいけつサポートホームページへのアクセスが増えていくと考えますと、ウェブサイトを見る人には、例えばODRサービスのプロバイダ、あるいはその認証を取ろうとする人、ODRプロバイダからODRサービスを導入しようとするADR機関、今回の地方自治体なんかもそうかもしれませんけれどもODRサービスへ紛争当事者を誘導しようとする団体や組織、それから、実際にODRの利用を考える紛争当事者など、情報ニーズが異なる複数のアクターが含まれるように思います。閲覧状況のページビュー数も、その属性に応じて数が変わったりするのかなと考えますので、引き続き、それぞれのアクターにとって利用しやすい、求める情報にアクセスしやすいウェブサイトを目指していただければというふうに考えております。

最後に質問として、資料1の7ページにつきまして少し教えていただきたいことがございます。事業者数と記載件数は、うちODRというのがございますけれども、受理件数につきましては、先ほどの渡邊委員の御質問に対するの御回答からしますと、1万6,780件中、大体1万5,000件がODRの受理件数としてカウントできて、そう考えると、そのうち、既済が下にあります5,924件、あとは未済というような理解でよろしいかというのがまず一つです。

それからもう1点は、不応諾の数や割合につき、まだ状態は非常に流動的だと思いますけれども、他の数字との関係、それから過去の年度との関係で見れば、相対的に不応諾の割合が低下しているようにも見え、数字からしますと、ODRにおける不応諾が減少しているのではないかという推測も成り立ちそうですけれども、このあたりの状況や、その原因につきまして、もしお分かりのところがあれば教えていただきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

最後の御質問は取扱い件数ですね。一つは受理件数1万6,780件の内訳についての御質問ということになるかと思いますが、それから、不応諾の件数の動向についての御質問もあったかと思いますが、こちら、法務省からお答えを頂けますでしょうか。

○甲元参事官 御質問ありがとうございます。

まず受理件数ですけれども、受理の段階では、先ほども申し上げたとおり、相手方が応諾するかどうか分からないというところで、受理段階でODRかどうかみたいな形での統計は、ちょっとこちらでは取れていないと。実際に相手方が応諾して、何らかの手続が済んだ、その手続がオンラインとかを使っているかどうかでODRかどうかを決めているというところになっておりまして、その理解を前提に、先ほど委員の方から御指摘いただいたとおり、ほとんどがチャット型ODRを実施する機関の件数で、令和6年で申し上げますと1万5,800件ぐらいになっておりまして、これがODRの申立てとして位置付けられます。相手が不応諾であったとしても、ODRを一応念頭に置いた受理だったということです。

あと、この「相手方不応諾」の割合が減っているのではないかというところですが、先ほど申し上げたとおり、受理件数の大半がチャット型ODRを実施する機関になっており

まして、これらの事業者における不応諾率が全体の統計にかなり大きなインパクトを与えているという状況でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。よろしいですか。

そうしましたら、次、挙手されているのは、これは保木口委員でしょうか。

○保木口委員 ありがとうございます。国民生活センターの保木口でございます。

私も感想と、小さなお願い、そして質問を一つさせていただきます。

感想としましては、私も上田先生と同じように、今の取扱件数からもホームページの充実度からも、本当にこの取組の進展、浸透を実感しているところでございます。やはり法の改正から事業者支援、そして活用に向けた周知と三位一体で、ワーキンググループの先生方をはじめみなさまが精力的に取り組んでいただいている成果だと感じております。

先ほどの御説明の中にも、こども家庭庁さんでも自治体に向けての周知に取り組んでおられて、そちらからも関心を示されているということでしたが、通常、私なんかも含めて公的などころですと、相談があったときに具体的な事業者を紹介するというのはやや難しい面もあるんですが、今回お示しいただきましたホームページ、あるいはこの「事業者一覧」は大変充実しておりますので、そちらを紹介することでつなぐことができると感じました。利用しようと思っている方が見れば、事例も豊富にございますので、自分で利用したい事業者を選べるようになってきたなと思いました。

その上で小さなお願いです。今回資料として御説明はなかったんですが、『かいけつサポート』というパンフレットについてです。こちらは大変よくできておまして、表の中に「ODR対応」、「特定和解」二つの項目もあり、ODRについては、本文中に単語の意味を分かりやすく説明していただいているんですが、特定和解については表の中にいきなりボンと単語が出てくる。せっかくのポイントの一つでもありますので、短くてもどこかに単語の説明を入れてほしいというお願いです。実は、内容としてはちゃんと最初のページに記載があるんですよ。ですので、例えばその部分に、（特定和解）というような形で単語としてもわかるよう少し補足していただけるといいなと思った次第です。今日お示しいただきました家事事件を扱うADR事業者一覧の中には、特定和解についての小さな説明も入れていただいております、この分野に詳しくない人にとっても分かりやすい資料になっていたのでありがたいと思いました。こちらのパンフレットも、もし次に増刷するようなことがありましたら、ほんの少し補足していただくと、なお優しいかなと感じたところでございます。

そして、あともう一つは単純に質問させていただきます。資料1の中で、25番目にある民事判決情報のデータベース化、こちらについて少し御説明いただいたのです。実際に利用できるようになる時期ですとか、どんな事案が載るのか。利用に関しては誰でも無料で利用できるのか、このあたりをお伺いできますでしょうか。

○垣内座長 ありがとうございます。

民事判決情報データベースについて、この稼働時期であるとか、こういった形で、どういう範囲で利用できるのかという点についてお尋ねがありましたけれども、法務省の方からお答えをお願いしますでしょうか。

○甲元参事官 ありがとうございます。

民事判決情報のデータベース化につきましては、まず時期ですけれども、これはまだ確実な全面施行の時期は決まっておらず、ただ、遅くとも来年の5月の終わり頃までに施

行しないといけないということが決まっておりますので、来年の5月末、5月二十何日かだったと思うんですけども、それまでには全面施行という形でこのシステムが動き始めるという形になります。

システムとしまして全体像を申し上げますと、裁判所の方から、先ほどちょっと御説明差し上げた指定法人というところに判決のデータをお渡しして、その指定法人が仮名処理というものを行いまして、つまり、具体的な個人情報をいっぱい書いてあるものですから、それを仮名処理します。その仮名処理をしたものを利用者に提供するという事なんですけれども、その次、そこで想定されている利用者というのが、基本的には判決例とかのデータベースとかを作っている事業者さんに対してのデータの提供を予定しております、そこは無償ではなくて、その仮名処理をするために結構な処理の費用がかかりますので、AIを使ったり、人手でももちろんチェックしますという形がありますので、それなりの費用がかかります。その費用を利用者さんの方から有料でもらいますという形になっていまして、その次の利用者がどういう事業者が今いるかという、まだそこは分からないという状態なんです、そこに有料で提供するということが、一応今のシステムとしては考えられているというところになります。

我々一般市民がデータ化された判決に接するためには、その指定法人から提供された、仮名処理されたデータが提供された次の利用者の、その人が提供するサービスを利用していくとか、さらにそこからもう一個、一段階あるかもしれないけれども、そんな形で国民の方には流れていくという、そういう仕組みになっております。

ですので、引き続き裁判所のホームページとかで、重要な裁判例については裁判所の方の仮名処理をしたものを提供するというのは引き続きやってもらうということも前提としてありまして、重要な裁判例は、国民側からすれば裁判所のホームページとかで見えていく。今後は、今年の5月から全面的に裁判手続が電子化されまして、この申立て、訴えの提起の訴状から電子化されたものについて電子化された判決が出るという形になりまして、電子化された判決は全て、この指定法人に流れていく、情報提供されるという形の仕組みになりますので、重要じゃなくても全て提供されるという形になるんですが、その提供された情報が全て無料で市民が手に入るかどうかという、そこはサービスの組み方次第になっていきますので、今のところはちょっと法務省としては把握しておりませんし、それは業者のやり方次第かなみたいなおところになっておるといってございまして。

提供される判決は、今申し上げたとおり、裁判手続のデジタル化が全面施行される今年の5月から申立てが電子化されますので、訴状が電子化されて、そこで電子化された判決が出たものに限られておりますので、今継続している紙でやっているものについては、この提供される判決には含まれない。今、紙でやっている裁判について紙で判決することになりますので、それは提供されないという形になりまして、そうすると、おそらく今、一審の手続が、普通に争いのあるものですと1年から2年で一審判決が出ますので、そうすると、今年の5月に始まって、大体争いのない時期を除いて、ちょっと争いがある、ちゃんとした対席判決みたいなものが1年後ぐらいからだんだん出始めて、それが指定法人の方に流れていき公開されていくという、そんなことが今想定されている仕組みになっております。

ちょっと、口頭で申し上げたので分かりにくかったですかね。何かポンチ絵とかがあった方が本当はよかったのかもしれないんですが、そういうところでございます。

○保木口委員 分かりました。そういう流れの中の提供ということなんですね。ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いできますでしょうか。

○田中委員 ありがとうございます。田中です。

まず、令和7年度のウェブサイトの充実、フォーラムの内容の濃さ、いずれにつきましても法務省の御担当の方々及びワーキングの先生方の御尽力の成果であろうとの感想を持っております。

続きまして、2点に関する質問をさせていただきます。

まず、資料の1、7ページの解決事件数の中で、特定和解が180件成立しているということです。特定和解は認証ADRの売りの一つだと考えておりますが、これについて事件類型を教えてくださいということ。あと、執行決定や強制執行など、その後のフォローについて調査の御予定があるのかを教えてくださいというのが、1点目。

続きまして、質問の2点目、資料の4、セキュリティの基準について。内容については私も異論はございません。セキュリティの基準に定める事業者の側では、「二つ星の宣言」などウェブサイト等で自身のセキュリティ基準を公表することになると思いますが、これをADR利用者の側が容易に確認できるよう、かいけつサポートのウェブサイトと比較するなどして公表する予定があるのかどうかを教えてください。

○垣内座長 ありがとうございます。

特定和解に関する御質問とセキュリティ基準に関する御質問と、2点頂いておりますけれども、それでは、法務省からお答えいただけますでしょうか。

○矢川部付 事務局の矢川でございます。

まず1点目の特定和解の事件類型のところでございますが、この点については、申し訳ございません、その紛争が具体的に何なのかというところの統計、御報告は頂いていないところでございまして、ある事業者さんから何件やったかという形での御報告を頂いているという状況でございます。

現状で申し上げますと、この180件のうち、160件程度が特定の事業者さんからというところになりますので、その事業者さん次第なんですけど、その事業者さんも複数の事件類型を扱っておられますので、この類型というのが現状ではお答えが難しいというところでございます。

それから2点目、セキュリティ基準の関係、この対応状況について、利用者・一般の方々が対応状況を確認できた方がよいのではないかとということについてですが、確かに、今後の検討課題としてあった方がよいのではないかと御意見も頂いているところでございまして、きちんと対応している事業者については対応しているということを、例えば法務省のかいけつサポートホームページで出していくといったことも、今後の検討課題かなというふうに考えております。

○垣内座長 1点目の御質問の中で、特定和解に基づく強制執行とか、その後の和解後の展開について何かフォローをされているのか、されるお考えがあるのかということもあったかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○甲元参事官 私の方からお答えさせていただきますが、その後のフォローというのは、現状

ちょっとやっておりますという形になっておりまして、そこまでをフォローしていくのが、今のところ監督権限の中でできるのかというところが、こちらではまだ検討できておりませんので、今日御指摘いただいたところを踏まえて、必要があってやった方が今後の施策とかに生きるかなみたいなのところがありましたら、こちらの方でできるかどうかも含めて検討したいと考えております。これから検討させていただきます。ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員 はい。ありがとうございます。

○垣内座長 では、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。私も感想としては、本当に次元が異なってきたかなというふうに、大変ありがたく思っております。

手短に2点だけ質問させてください。

一つは今のセキュリティの関係なんですけれども、これ、質問というよりお願い事なんですけど、他省庁への横展開というのはどういうふうに御予定かということをお伺いしたいと思います。

行政型ADR、それから金融ADRといったところも、非常にこのあたり、関心があるところで、法務省さんとしては、法務省傘下のみならず一般にODRを勧めるということの関係で、どのような横展開をなさるおつもりなのかということが1点です。

それからもう1点は、冒頭お話いただきました金沢市の取組、すばらしいと思うんですけれども、それとの関係で、先ほどの出井委員とのやり取りで、一般にはADRの活用の、言わばトリクルダウンとしてODRの活用を推進していく。しかし、共同親権に関しては、いきなりODR推進というルートも考えられるというお話だったかと思うんですけれども、そこにおけるルートですが、その入口段階として、情報収集の在り方ですとか、あるいは相談等の連携の在り方ですとか、そういった点がADR経由のものと、それからODRにいきなり推進を持っていくというところでは異なってくるというふうに考えておられるかどうか、教えていただければと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

セキュリティ基準について、他省庁の関係のADR等への横展開についてどうお考えかということと、ODRと既存の従来型のADRとで、そこに至る経路について何か違うということ想定しておられるのかということ、2点お尋ねがありましたけれども、法務省からお答えをお願いいたします。

○甲元参事官 質問ありがとうございました。

まず、行政ADRの方へのセキュリティ基準の横展開ということですが、こちらの方は、法務省の方から今日お話しさせていただいて、御了承を得られましたら情報提供を各省庁の方にやっていくということはおちょっと考えているところでございます。

あと2点目、ADR・ODR、連携の仕方とかの違いみたいなものをお考えしているかどうかというところですが、これ、後ほどちょっと御説明差し上げようと思っておりますが、来年度の取組といたしまして、これまでやってきた法務省と相談機関との連携ですとか、そういうことをやってきた結果、従前のADR関係ではあまり、先ほど渡邊先生の方から御質問があって御紹介いたしました、ADRの事件数がそんなに伸びていないということもあつ

て、その辺のヒアリング調査とかをこれからちょっと考えておりまして、そこでADR・ODRの違いとか振り分け方みたいなものについて、相談窓口の方からの事情とかもちょっと伺って、そこで違いがあるようでしたら、それも踏まえて、こちらの方でどういうふうに分けていくかみたいなのところも含めて検討していこうかなと思っていて、そのあたりは来年度調査をして検討していきたいと考えているところでございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○山田委員 分かりました。来年度、是非よろしくお願いします。

○矢川部付 事務局の矢川でございます。

先ほどの私の田中委員に対する御説明で少し不正確な点がありましたので、1点補足させていただきます。

特定和解の件数について、詳細な把握がないというところは先ほど御説明させていただいたとおりなんですが、紛争類型は御報告を頂いておりまして、ただ、その内容がどういうふうなものかというところまでは、こちらでは把握ができていないというところでございます。以上です。

○垣内座長 補足の情報を頂きまして、どうもありがとうございます。

それでは、議事の4の各種報告事項の関係での質疑等は、一応以上ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、その中で、御説明、あるいは質疑の対象ともなっております資料4の認証事業者に望まれるセキュリティ基準についてですけれども、これについては今、対応を議論いただいたとおりですが、これにつきまして委員の皆様から御了解をいただくとともに、既存の認証事業者、あるいは新たに認証取得を希望する事業者に対して広く伝達をしていくということについては、これは特段御異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようなことで進めていただければと思います。

それでは、引き続き、議事の5の意見交換ですね。これは次年度のワーキング・グループのテーマ等についてということですので、意見交換に先立ちまして、まず事務局から次年度のテーマ、検討事項等についての御説明をお願いいたします。

○甲元参事官 それでは、法務省の方から、来年度の各ワーキンググループでの取組を予定している点について、御説明させていただきます。時間の関係で、ちょっと簡単に御説明差し上げるといって御了承いただければと思います。

まず周知・広報ワーキンググループの取組案でございますけれども、1点目、ADRの利用状況に関する調査になります。こちら、先ほども少しお話ししましたが、従前の想定されていたADRの使い方という形で申し上げると、あまり利用状況が伸びていないという形になっておりまして、その根本的な原因を調査したいというところを考えておりまして、比較的うまくいっているところと、うまくいっていないところの比較ですとか、これまで連携とかを実施してきた自治体と、それに参加いただいた事業者との連携が本当に進んでいるのか、進んでいないのかとかの調査ですとか、それが進んでいないという話になってくると、なぜそれが進まなかったのかみたいなのところを具体的に調査して、ヒアリング調査を行って、今後の各政策につなげていきたいなというところを考えております。

ここでのヒアリング結果が、今後、これから御説明差し上げる実装・AIワーキンググループの方の取組にも反映してくるかなと考えておりまして、このあたり、謙虚に、もう一度

自分たちのやってきた政策の見直しみたいなことをやった方がいいのかなというところで提案させていただいたところでございます。

続きまして2点目ですけれども、自治体向けの説明会の開催になります。こちら、前回実施したオンライン・フォーラムに多くの自治体に参加いただいたというところで、事後アンケートの結果も良好でしたので、こちらについては、引き続き自治体を募ってオンラインでの説明会を実施するというを考えております。

続きまして3点目ですけれども、解決事例のアップデートというところで、現在、かいけつサポートホームページに解決事例というものを掲載しておりますけれども、こちら、内容が少し古くなっておりますので、この内容の更新というものを考えておりますというところでございます。

続きまして、実装・AIワーキンググループですけれども、こちら、まず1点目、海外調査研究に向けた検討というところでございます。こちら、先ほども少し御紹介いたしましたのが、オーストラリアのODRプラットフォーム「amica」の調査研究を行うということを考えておまして、その調査事項を検討するというところでございます。

続きまして、2点目、かいけつサポートホームページの機能向上に向けた検討というところで、こちら先ほど渡邊先生の方からも御質問いただいたところではありますが、かいけつサポートホームページの閲覧者の最近の動向の分析というのを行って、ODR利用につながる導線の改善やコンテンツについて検討するというところを考えているというところでございます。こちら、ホームページに各種データがございますので、そのデータ分析を行って改善に努めていくということをご予定しているところでございます。

最後、3点目ですけれども、AIに関する活用可能性の検討というところで、冒頭に説明させていただいた調査結果を踏まえて、どこでAIを活用するのが今後ODRの推進にとって一番いいのかとか、どこで活用すべきなのかという点も含めて、幅広く検討するというところを考えているところでございます。

以上になります。

○垣内座長 ありがとうございます。

今、次年度にワーキンググループで取り扱う予定としているテーマにつきまして御説明いただきましたけれども、今の御説明いただきました内容について、何か御異議等ございませうでしょうか。

佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 最後のAIの活用に関してなんですけれども、これ、最近もうかなり生成AIの活用というのが日常生活でも非常に普及してしまっておりまして、特に先ほどの金沢市の事例なんかをお聞きしていますとなおさらなんですけれども、やはり手続選択とか、どういう機関を選ぶとか、そういう手続選択や機関の選択といったところ、そういったところで結構専門家が、この金沢市の事例は、専門家の弁護士の担当者がやられていると。これ、非常にいいということはそのとおりだろうと思うんですけれども、他方、最近もう日常生活では、各種AIを使って旅行のプランを作ったりするなんて当然のことで、ホテルとか、そういうのも全部やるのが非常に多くなってきていますので、こういったものは、もう実際に使われ始めている可能性が非常に高いと思います。

そういう意味では、これからやっていくということ以上に、やはりもうちょっとスピード

感を持ってやらないと、我々ができるのは何かと。認証ADR機関ができるのは何かというのは、もうちょっとそれを踏まえて更にできることはないかという、そういう視点で考えていただいた方が、既に日常的にもう一般人は使っているんだと。GeminiとかChatGPTなんて、もう年中使っているわけですから、そういうものは当然使われるはずだろうということを前提に検討をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

AIの活用可能性の検討について、既に日常的にAIが広く使われているという現状を踏まえた検討を進めたいという御意見を頂戴いたしました。

渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。よろしくお願いいたします。

来年度の取組について御説明をありがとうございました。質問ではなく、あくまでもコメントというか、意見としてお話しできればと思いますが、来年度の取組の中で、かいけつサポートホームページの機能向上に向けた検討が行われるというお話がございました。こちらについて、今のあるコンテンツの機能を向上させていくということも重要なのですが、そもそもホームページの意義といいますか、今、佐成委員からも御指摘がございましたが、これだけ生成AIが普及していくと、かいけつサポートで提供される情報の価値というか優位性に、やはり正しい情報が提供されているということがあると思います。そのような意味で、例えば海外調査研究で行いましたカナダのCRTのソリューションエクスプローラーという診断ツールなどもそうですが、どのような形で正しい情報を利用される方に届けていくのかということについても、是非御検討いただければなと思いました。

例えば、先ほど家事事件を取り扱っている事業者の一覧を資料として御提示いただきましたが、こういったものも、利用する方からしますと、大きな資料ではスマートフォンで見にくかったりとか、全ての情報を閲覧するのが難しかったりすると思います。一概に養育費のセルフチェックのツールが導入されているので、そういったものを使ってこういう情報提供ができないとか、個別のコンテンツに合うような形で情報の提示の仕方を考えていく、利用が増えていくことが今後期待されますので、情報の見せ方の工夫や拡充を是非していただければなと思ひまして、コメントさせていただきました。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

ホームページの作り方等について、インタラクティブな形での自己解決支援の情報提供なんかも視野に入れて検討いただくとよいのではないかということかと思ひます。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。小澤です。

時間がないようですので1点のみ。提案には御異議はありません。それを踏まえて御提案ということで、意見を1つ申し上げます。

令和8年5月21日に、裁判のIT化もフェーズ3ということでオンライン提出が始まりますので、このタイミングで、裁判所と一体となって紛争解決をオンラインでという社会的認知を高める絶好のチャンスではないかなというふうに考えています。

現状のリニューアル後の裁判所のホームページの掲載を拝見しておりますと、もちろんA

DRポータルサイトに関する掲載はありますし、裁判所ごとにADRの説明のページを設けているものもありますが、一層連携の余地があるのではないかと感じています。多くの市民の方が信頼を寄せる裁判所と法務省のホームページが連動して、市民の紛争解決のポータル役割を果たすことができれば、より司法アクセスの拡充に資すると思います。

具体的には、先ほどお話ありましたように、生成AIの普及によって、チャット型ツールに取りあえず質問してみるという行動を取る市民が非常に増えているというふうに考えています。実際に、とある司法書士会の調停センターでは、ADRセンターを知ったきっかけというアンケート項目に「ChatGPTで勧められたから」というものもあったようです。こうした現状を踏まえますと、導線として裁判所のホームページにチャット型のオンライン紛争解決に関する問合せ窓口が設置できれば理想ですが、なかなか裁判所の公平性の観点や御負担を考えると一足飛びにはいかないと思っていますので、したがって、その部分をホームページ上の認証ADR機関への誘導で一部実現することは検討に値するというふうに考えています。つまり、かいけつサポートのホームページでADR・ODRという解決策の情報提供をすると同時に、チャット型ツールを活用して、ホームページ上で事件類型、エリアで絞り込みをかけて認証機関へ誘導するような仕組みが構築できれば、すごくいいように思いました。なかなか難しいのかもしれませんが。

これから実装が進むことが予想されるチャット型ツールを用いた情報提供や相談の前さきによって、効果的に裁判所、認証機関や弁護士会、ADR相談機関と振り分けができれば、裁判所の窓口案内負担も軽減できるものというふうに考えています。もちろん担い手の課題もありますので、法テラスなども交えて、効果的な窓口設置について検討を始めてはいかがでしょうかという御提案です。

以上です。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

裁判所ウェブサイトの連携、あるいは先ほどの渡邊委員の御発言にもあったところに関係するかもしれませんが、チャット型ツールを活用しての認証ADR等への誘導といったところについて御示唆を頂きました。

では、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。私も手短に。

先ほどの御質問と若干関連するんですけども、ADR利用の調査をなさるというふうにこの前の方のページでおっしゃっていたかと思います。それはそれで大変すばらしいと思うんですけども、他方で、ADRの活用の推進がODR推進に直結するのかどうかというのは、これからの問題だという御趣旨だったかなというふうに思います。

今の小澤委員の御発言の背景にもあるのかなと思いますが、オンラインで直接調べて直接ODRを使うという層もありそうな感じがいたします。そういう意味で、連携について少し違うのかという先ほどの質問に加えまして、今予定されている調査は、その対象を事業者、あるいは連携している相談窓口ということかと思いますが、例えば潜在的な紛争当事者である方々に、例えばこういう共同親権の紛争が起きたときに、どういう解決手続を取るかということ調査をして、そこにADR・ODRということを選択肢として入れておくニーズも分かりますし、ルートもある程度分かり得ますし、それからODRの周知宣伝にも

なるかなというふうに思いましたので、それも、来年度無理かもしれませんが、少し御検討いただけると大変ありがたいかなということです。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。潜在的な紛争当事者に対するニーズ調査等の必要性について御指摘を頂きました。田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 時間がないようなので、今後の取組について質問とお願いを一緒に発言させていただきます。

周知・広報ワーキングの取組の②番の中で、自治体向けの説明会を行うとあります。これは法務省のみで実施されるのか、それとも裁判所や日弁連にも声掛けを行って一緒に行うのでしょうか。ADR推進という観点からは認証ADRに限定せず、日弁連も入れて広く実施するのがよいと思っており、また、自治体の担当者が学ぶときには、裁判所との比較も一緒にできる方が有益と思っております。自治体向けの説明会は間口を広げた方がよいのではという質問兼お願いです。

○垣内座長 ありがとうございます。

自治体向け説明会について、裁判所や日弁連との連携をされるのかということかと思いますが、法務省、事務局からいかがでしょうか。

○矢川部付 事務局の矢川からお答えさせていただきます。

今の段階では、基本的には法務省のみでの開催を念頭に置いていたところではございますけれども、今御指摘いただいた事項を踏まえて、どういう形でやっていくのが適切か、検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしましたけれども、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 もう時間もあまりありませんので、ワーキンググループの取組というよりも、この推進会議自体、あと1年何をやるのかということについて、その観点から申し上げたいと思います。

今、我々推進会議、どこにいるのかということですが、2022年3月に、アクションプランを策定して、今4年が経過したということになります。アクションプランは、最初の2年が短期目標の期間で、その後、2022年から数えて5年程度ということでしたが、これが中期目標の期間でした。今はその4年が終わったところということになりますので、そうすると、あと1年ということになります。

この推進会議は、アクションプランの最後のところで、アクションプランの推進フォローアップ体制を担う官民学が連携した組織体として組成されたと理解しております。そこにも書かれているのですが、この推進会議、フォローアップ体制で何をやるかということ、定期的な効果検証を行う、それから法務省における推進体制、認証体制についての検証を行う、ODR推進に向けた取組が成果を上げるよう柔軟な見直しを提言していくことが期待されると最後の方に書いてあります。それが我々のあと1年のミッションということになるかと思っておりますので、これを念頭に、あと1年の推進会議及びワーキンググループの営みを継続していくことになると考えております。このような認識の下、残りの1年、この推進会議、どういうふうに運営していくのか、もし法務省の方でお考えがあればお聞きしたいと思います。

時間の関係で、私の考え、若干抽象的になりますが申し上げますと、毎回推進会議で何を

やったかの報告は、まとめて報告いただいて、それはそれで必要であり、また有益だと思います。今回も資料が適切なものが出されていると思います。しかし重要なのは、その効果が推進目標との関係でどうだったのか、修正する点があるのかということだと思います。要するに効果検証ですね。効果検証に基づいて推進策を見直す必要があるのかどうか、それから、さらに5年間の後、どういう推進策を策定するのかということ、ここが大事なところではないかと思います。

先ほど参事官のお話の中にも、ちらっとそれに言及した話が出てきたかと思いますが、更に申し上げますと、推進目標はアクションプランに書いてあるのですが、そもそも推進目標自体、果たして維持できるのかどうか、修正する必要はないのかどうか。さらには、基底にあるODR推進に向けた基本的な考え方、これもアクションプランの最初の方に書いてありますが、これも見直す必要はないのかどうかを改めて検討して提言をすることが求められている。これが我々のミッションではないかと思っております。

一言だけ申し上げますと、2022年のアクションプランの中にも、それから、この推進会議でも、「ADR法を所管する法務省としては」というフレーズがよく出てきます。それは所管官庁のフレーズとしては分かるのですが、しかし、日本政府の中でODRの推進を担っているのは正にここですから、やはり法務省の所管にとられることなく考えていく必要があるかと思えます。ADR法を所管するということになると、正にADRの部分、調停の部分だけということになってしまいかねないのですが、これはアクションプラン自体にも書いてあるように、調停部分だけではないということ、これを改めて押さえておくべきだと思います。

アクションプランを検討・策定したのがODR推進検討会、その前が内閣府のODR活性化検討会であったかと思えます。活性化検討会で取りまとめられたものによると、ODRというのはADRの部分だけではなく、その前の交渉フェーズ、さらに相談フェーズ、情報収集フェーズと、それら一連のものとして捉えてODRと言っているわけで、これらをADRの側から見ると、必ずしも適切な言い方ではないかもしれませんが、プレADRフェーズと言われている部分ですね、ここも重要であると。ADRフェーズとプレADRフェーズの連携も重要なのですが、プレADRフェーズ自体、つまりそこで終わってしまっても、ADRに結び付かなくても、それはそれで重要な機能を果たすということであると思えます。その点について改めて認識を確認して、次の5年につなげていくということ、そういう議論というふうに私は考えているんですが、果たしてその認識自体、それでよいのかどうか。そのあたりも含めて、大きな議論をこの推進会議ですべきではないかというふうに考えております。

ちょっと大きなことを申し上げましたが、年に2回ぐらいしかないことなので、是非委員の皆さんも、その点も含めて検討いただければと。この種の会議体としては、普通は中間で中間報告書を出したり、期間が終わる頃には報告書を出したりすると思うのですが、そのあたりの取りまとめの方式・タイミングも含めて、事務局の方でも御検討いただきたいと思っています。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

この推進会議そのものの今後の進め方について、中期とされている5年間の経過後について

ての見通しも含めて、大変重要な御意見を頂戴したかと思えますけれども、今の時点で何か法務省からコメント等がありますか。

○**出井委員** すみません。ちょっとそれに関連して、先ほど質問しようと思っていたのが、法務省資料の7ページでしたか、実績のところ、ODRの件数というのが内数で出ているんですね。そのODRというのが、従来型の調停をオンラインにしたものなのか、それともチャットベースのものも含むのか、その内数がどうなっているのかということをお聞きしたかったんです。それとともに、いわゆるプレADRフェーズの数もどれくらいなのか、そもそも把握しているのかどうか。そのあたりも実はお聞きしたかったところでした。

○**垣内座長** もし、今の御質問の点も含めて法務省から御発言ありましたら、お願いしたいと思えますけれども。

○**矢川部付** 事務局の矢川でございます。

まず、ODRの件数の関係をお答えさせていただきます。

このODRの実施件数の中にはチャット型のものも含まれておりまして、そのチャット型の中には、チャットをしつつ、かつ、例えばウェブ会議のような形で面談をしているものも含まれていれば、チャット型の中で、さらに面談は全くなく、チャット型のみで終わっているものも含まれます。そのチャット型のみの中には、いわゆるプレADRといえますか、交渉段階である意味終わっているようなものも含まれております。これらの詳細な分類ごとの件数までは把握しておりませんが、そういったものが含まれた件数というところでございます。

○**垣内座長** ありがとうございます。

○**甲元参事官** 続きまして、こちらの推進会議の今後の進め方ですけれども、先ほどちょっと御説明差し上げたとおり、本年度、周知・広報ワーキンググループの方で調査を行って、効果検証できるような基礎データみたいなものをここで集めようかなと思っております。それを踏まえて、今後の推進目標をどういう形にするのか、修正する必要があるのかどうかみたいなところは、推進会議において、この推進会議、次年度以降どうするのかというところはどこかでお諮りしなきゃいけないとは考えておりまして、その作業をこちらの方でもしなきゃいけないとは思っていたところです。

本日頂きました出井先生の御意見を踏まえて、全体のという形でこの推進会議の本体を進めていくかということ、改めてちょっと検討したいと思えます。その後、各先生方には方向性については御連絡差し上げるということで、次回の会議になるかなとは思っております。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今、最後に、全体についてのうち大変重要な御指摘も頂きましたけれども、ワーキンググループで取り扱う次年度のテーマということにつきましては、周知の内容について御示唆等も頂きましたけれども、基本的に今日御説明いただいた内容で進めるということをお承りいただいたというふうに理解いたしましたので、具体的には、今日頂いた御意見等も踏まえて、更に検討等を進めていただければと思います。

そういたしましたら、以上で内容的な議論については全てしていただいたというふうに思いますので、最後に事務局から事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

○**甲元参事官** 本日は、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

今回のODR推進会議ですけれども、詳細な日程、今現在決まっておられませんので、具体

的な日程調整、追って改めて調整させていただきます。御多忙のところ大変恐縮ではございますけれども、次回も御参加のほどよろしく願いいたします。

○垣内座長 それでは、進行に不行き届きがありまして、若干時間を超過してしまいまして恐縮に存じますけれども、本日の会議は以上で終了とさせていただきます。

本日もどうもありがとうございました。

—了—